東京都公報
日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）
発行　東京都

目次

規則
○東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……（都市整備局市街地建築部調整課）…一
○東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（同）…二
告示
○都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…二
規則（公）
○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……五

規則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第二十九号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第二条第一項中「知事又は」を削り、「建築主事」の下に「若しくは建築副主事又は知事」を加える。

第二条の二第一項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

第三条第一項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第五条第一項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加え、同条第二項及び第三項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第五条の三第一項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

第九条第四項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十五条の四第二項第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に改め、同号ハ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記第一号様式中　「東京都知事　　」を「東京都知事　　」に改め、同様式（注1及び（注2）意）中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別記第二号様式及び第三号様式の二中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別記第三号様式の二中「建　築　主　事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

別記第十七号様式中　「東京都知事　　」を「東京都知事　　」に改め、同様式（注1及び（注2）意）中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

「東京都知事　」を「東京都知事　　」に改め、同様式（注意）2及び（注意）3中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別記第二十二号様式の五から第二十二号様式の八までの規定中「建　築　主　事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

別記第二十二号様式の九中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別記第二十二号様式の十（注意）3、第二十二号様式の十一（注意）3及び第二十二号様式の十二中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附　則

1　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第三十号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の四」に、「第六十八条の五の六第一項」を「第六十八条の五の六」に改め、同項第六号中「特例許可」の下に「又は特例認定」を加え、同項第八号中「第八条の十九第一項」を「第八条の十九」に改め、同項第十七号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告　示

◉東京都告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

東京都知事　小　池　百合子

一　路線名　平方東京

二　変更の区間　足立区神明二丁目五百二十番一地先から同区北加平町九十九番一地先まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

別図

都道平方東京線区域変更略図

足立区神明二丁目～北加平町

都道
特別区道
編入区域
延長　一、二一四・六二メートル
面積　一八、五五三・三五平方メートル
計画線

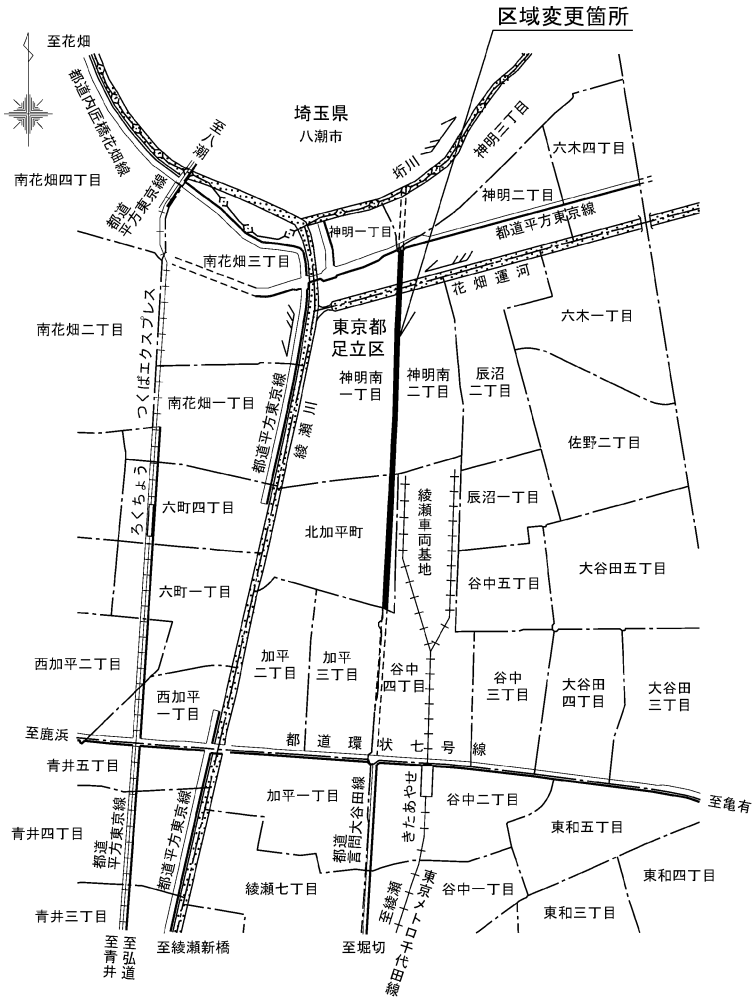

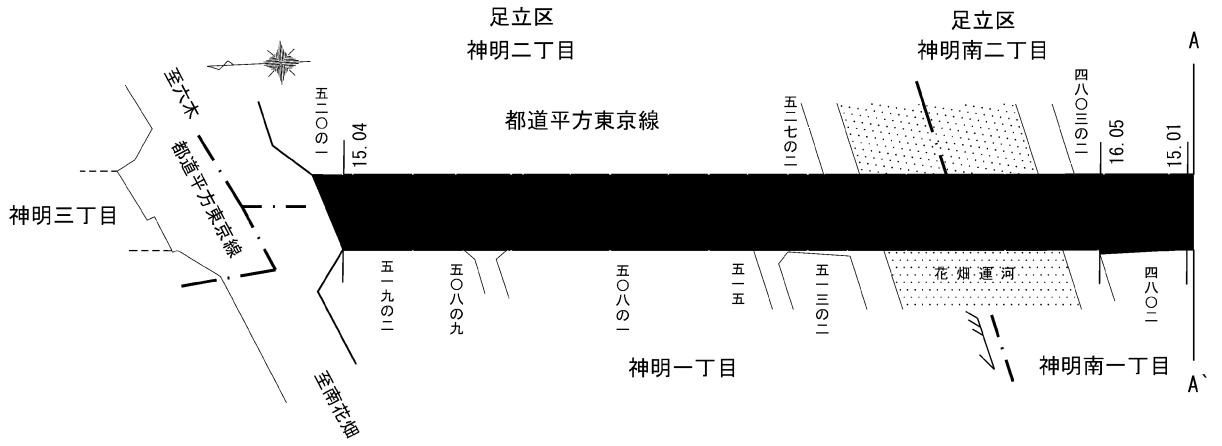

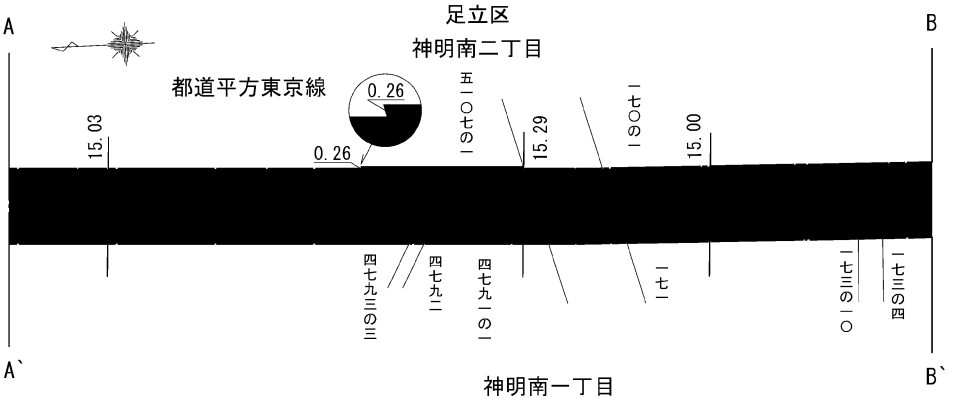

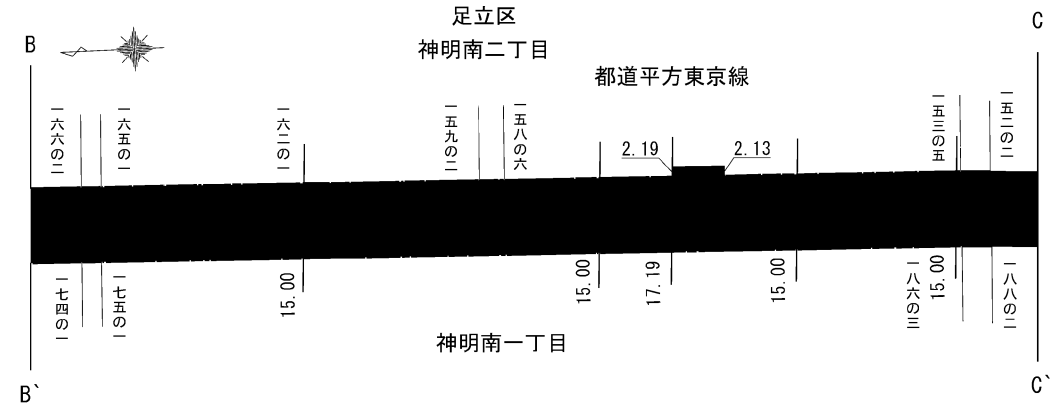
足立区
神明南二丁目
都道平方東京線
B
C
B`
C`
一六六の二
一六五の一
一六二の一
一五九の二
一五八の六
2.19
2.13
一五三の五
一五二の一
一七四の一
一七五の一
15.00
15.00
17.19
15.00
一八六の三
15.00
一八八の一
神明南一丁目

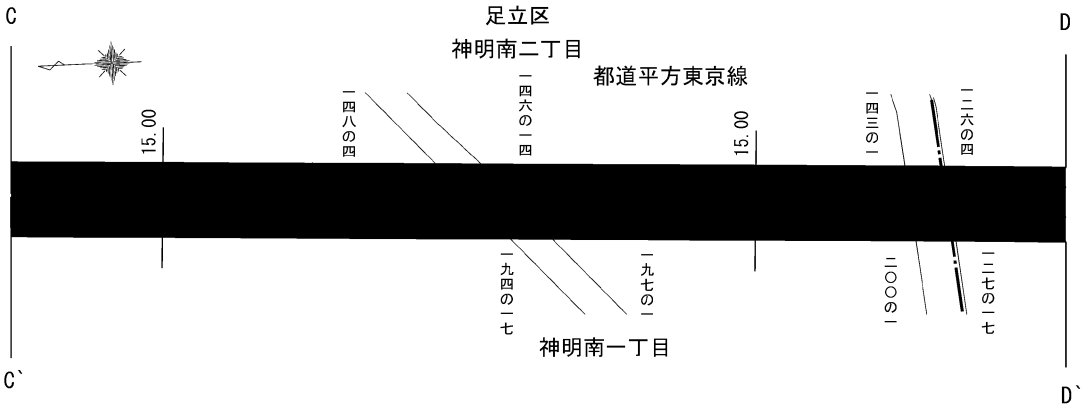
C
足立区
神明南二丁目
都道平方東京線
D
C`
D`
15.00
一四八の四
一四六の一四
15.00
一四三の一
一二六の四
一九四の一七
一九七の一
二〇〇の一
一二七の一七
神明南一丁目

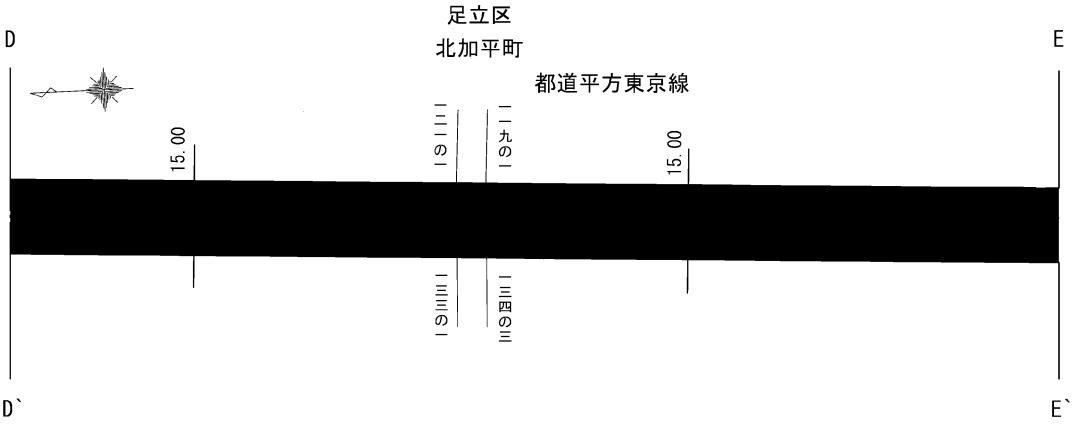
足立区
北加平町
都道平方東京線
D
E
D`
E`
15.00
一一二の一
一一九の一
15.00
一一三の一
一三四の三

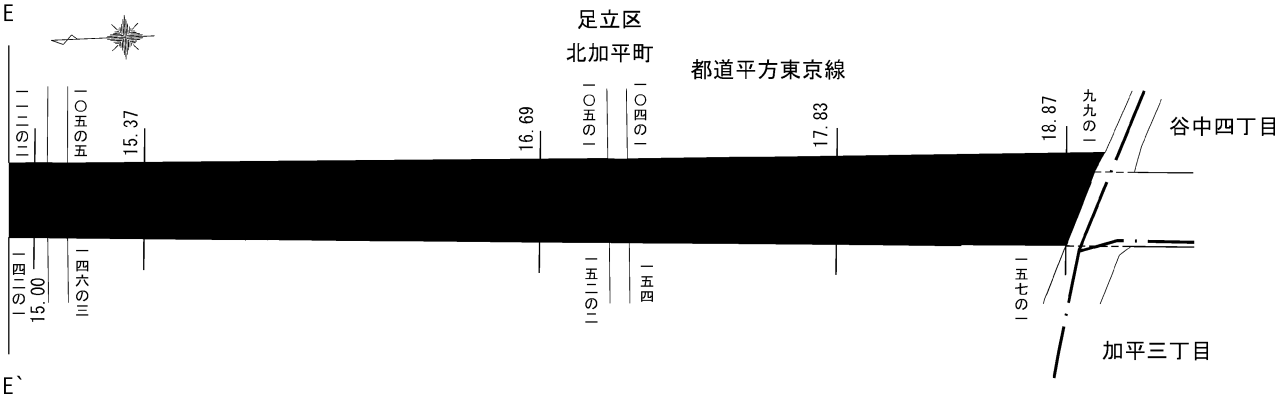
E
足立区
北加平町
都道平方東京線
E`
一一三の一
一〇五の四
15.37
16.69
一〇五の一
一〇四の一
17.83
18.87
九九の一
谷中四丁目
一四七の一
15.00
一四六の三
一五二の一
一五四
一五七の一
加平三丁目

規　　則（公）

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和６年３月26日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

◉東京都公安委員会規則第４号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項に次のただし書を加える。

ただし、第１号アに掲げる書面については、当該申請の際に提示することで足りる。

第２条第３項第１号ア中「係る」の次に「自動車検査証又は」を加える。

第３条の２第４項に次のただし書を加える。

ただし、第３号に掲げる書面については、当該申請の際に提示することで足りる。

第３条の２第４項第３号中「車両の」の次に「自動車検査証又は」を加える。

第13条第２項中「に認定証を交付する」を「の要件を備えていることを認定する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条第２項の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

（東京都道路交通規則の一部を改正する規則の一部改正）

２　東京都道路交通規則の一部を改正する規則（令和４年12月26日東京都公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「、第２条第３項第１号ア中「自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第２項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面」並びに第３条の２第４項第３号」を削る。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。